

富山県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金
(備品等購入費等) 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、富山県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。このほか、富山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（備品等購入費等）交付要綱（令和8年3月6日）の内容を準用する。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害福祉サービス事業所等」（以下「事業所等」という。）とは、別表に掲げるサービス等を行う事業所等をいう。
2 この要綱において、「定員」とは、令和8年8月1日現在において管轄する自治体に届け出ている定員数をいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、昨今の物価高騰に対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても障害福祉サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる事業所等に対する支援を行うため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業所等であって、知事が適当と認める者とする。
(1) 補助金の申請日時点において、稼働しており、事業所等を廃止又は事業所等の全体を休止する予定がないこと。
(2) 富山県内に所在する事業所等であること。
(3) 国、都道府県又は市町村が運営する事業所等でないこと。
(4) 国、都道府県又は市町村から委託又は指定管理者の指定を受け運営する事業所等でないこと。
(5) 国、県、市町村が交付する他の補助金等の対象経費でないこと。
(6) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(対象経費等)

第5条 この補助金は、施行日から申請日までの間に補助対象者が負担した第3条の目的に準拠すると知事が認める備品等購入費等（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、別表に定める補助基準単価を上限として、交付する。

(交付する補助金の額)

第6条 交付する補助金の額は、別表の補助基準単価により算出した額とする。なお、申請者が運営する事業所等が複数ある場合は、算出した額の合計額とする。

- 2 補助事業所等ごとに、補助基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年10月30日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額及び精算額一覧（様式第2号）
- (2) 事業実施計画書及び事業実績報告書（事業所単位）（様式第3号）
- (3) 提供実績確認書（通所系及び訪問系のみ）（様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(同意事項)

第8条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、補助金を交付しない。

- (1) 交付対象事業所等の要件を満たしていること。
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと。
- (3) 補助金の申請は、1事業所等につき1回限りとする。
- (4) 申請者が富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、法人の役員が暴力団員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を行うために締結する契約については、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、適正な価格で契約するものとする。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機器、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から5年間保存しておかなければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第10条 知事は、第7条の補助金交付申請書及び実績報告書の提出があったときは、当該補助金交付申請書及び実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定及び額の確定をし、当該補助金交付申請書及び実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあったとき。
- (2) 本要綱に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められたとき。

(調査)

第12条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は、前項の調査に協力しなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。

別表（第2条、第5条及び第6条関係）

区分	事業所等のサービスの種別	補助基準単価 ＜備品・設備の購入費分＞
入 所 系	○短期入所（空床利用型除く） ○共同生活援助 ○施設入所支援 ○福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設	定員1名あたり 上限6,000円
通 所 系	○療養介護 ○生活介護 ○自立訓練 （機能訓練、生活訓練（宿泊型含む）） ○就労選択支援 ○就労移行支援 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス	(1) 1月あたり延べ利用者数300人以下 1事業所あたり 上限200,000円
		(2) 1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下 1事業所あたり 上限300,000円
		(3) 1月あたり延べ利用者数601人以上 1事業所あたり 上限400,000円
訪 問 系	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○就労定着支援 ○自立生活援助 ○地域移行支援 ○地域定着支援 ○計画相談支援 ○居宅訪問型児童発達支援 ○保育所等訪問支援 ○障害児相談支援	(1) 同一建物・同一敷地減算がある場合 1事業所あたり 上限200,000円
		(2) 1月あたり延べ訪問回数200回以下 1事業所あたり 上限300,000円
		(3) 1月あたり延べ訪問回数201回以上 2,000回以下 1事業所あたり 上限400,000円
		(4) 1月あたり延べ訪問回数2,001回以上 1事業所あたり 上限500,000円

※入所系サービス事業所の定員数は、令和8年8月1日時点の定員による。

※通所系サービス事業所の延べ利用者数及び訪問系サービス事業所の延べ訪問回数は、令和7年10月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分までの平均による。ただし、当該期間中に指定を受けた事業所については、指定月から起算した6か月分の平均による。また、令和8年4月以降に指定を受けた事業所については、指定月から交付申請の前月サービス提供分までの平均による。